安芸太田町障がい者活躍推進計画

144 DD 45	
機関名	安芸太田町(町長部局)
任命権者	安芸太田町長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
安芸太田町(町長部局)	安芸太田町においては、平成30年において、過去に行った障害者任免
における障がい者雇用	状況通報の内容について再点検を行ったところ、障がい者の範囲に誤り
に関する課題	が見られ、法定雇用障害者数に不足があることが発覚した。このため、
	令和元年及び令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとと
	もに、積極的な採用活動を行ったところ、令和2年4月1日付けの採用
	により、同日付けで法定雇用障害者数を達成するに至った。
	障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が
	必要であると考えている。
目標	
採用に関する目標	在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない
	(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、
	前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1.障がい者の活躍を	障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
推進する体制整備	組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事担当)を整備
	するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び
	各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。
	役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるた
	め、定期的に更新を行う。
2.障がい者の活躍の	現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担
基本となる職務の選	なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
定・創出	所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチン
	グができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3.障がい者の活躍を	相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員
推進するための環境	に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏
整備・人事管理	まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
	なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつ
	つも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
	・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けら
	れること」といった条件を設定する。
	・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 . その他	障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。